

4. 市町村における基金の設置等について（案）

1. 交付金の受け入れについて

- 市町村は、特例交付金（以下「交付金」という。）を平成11年度において受け入れ、平成12年度以降の保険料軽減等に用いるとともに、交付金を適正に管理運営するため、基金を設置するものとする。
- 交付金は、このような基金を設ける市町村に対して交付することとする。

(1) 会計年度

- 国の交付金は、平成11年度補正予算において執行するため、市町村の受け入れも平成11年度会計となる。

(2) 交付金を受け入れる会計

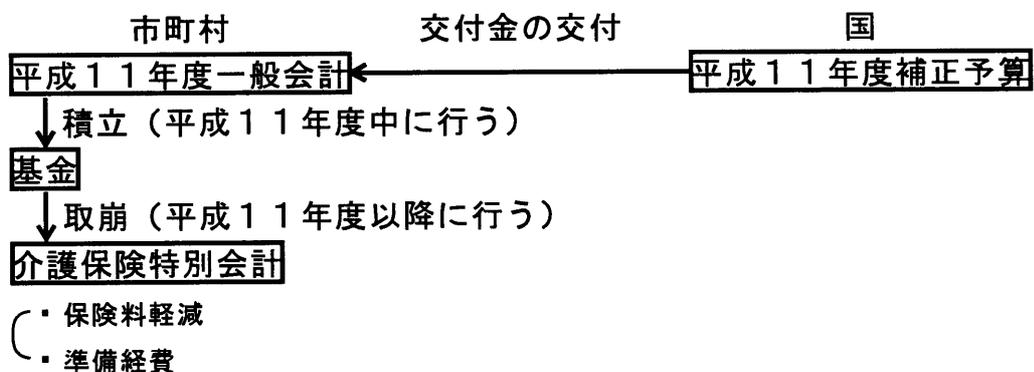
- 介護保険特別会計は平成12年度より設けられるが、交付金の交付は平成11年度中に行われることから、市町村は、平成11年度一般会計補正予算を組む必要がある。
- 具体的には、以下の款区分に応じて、それぞれ所要額を計上することが必要。
なお、平成11年度中に準備経費等に用いる場合は、そのための予算計上も必要となる。

- 歳入（款）国庫支出金 国からの交付額を計上
- 歳出（款）積立金 国からの交付額と同額を計上（基金への積み立て分）

(3) 時期

- 平成12年度2～3月議会において、平成11年度一般会計補正予算及び基金設置条例を制定する必要がある。

(4) 資金の流れイメージ



2. 基金からの取り崩しについて

(1) 予算計上の方法

○介護保険特別会計にて計上する保険料軽減等のために用いる費用については、基金から介護保険特別会計に直接繰り入れる。

平成12(13)年度特別会計

歳入(款)繰入金(基金の取り崩し額)に計上

○保険料軽減のための取崩し予定額は、平成12年2~3月議会において平成12~14年度に係る保険料を設定する際に決めておく必要がある。

予算上は、各年度の特別会計予算において計上する。

(2) 運用益

○基金の運用益は、基本的に準備経費に用いることとする。

3. 広域連合等の場合の交付方法

○財政面まで広域化している保険者については、広域連合又は一部事務組合(以下「広域連合等」という。)ごとに交付金を算定する。

(1) 既に設立されている広域連合等

○広域連合等を既に設立しているところは、既に広域連合等の一般会計が設置されているため、この一般会計に対して交付金を交付する。

(2) 平成12年度になってから設立する広域連合等及び市町村相互財政安定化事業

○平成11年度中に広域連合等を設立していない場合や、市町村相互財政安定化事業については、(1)のような対応ができないことから、各構成市町村に基金を設置し、広域連合等に対する交付金を配分することとする。

○按分方法は、構成市町村の申出により決めるという考え。

○なお、代表市町村にまとめて交付することも可能と考えている。

(参考)

〇〇市(町村)介護保険円滑導入基金条例準則(案)

(設置の目的)

第一条 介護保険法の円滑な実施を図るため、〇〇市(町村)介護保険円滑導入基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、〇〇円とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 市(町村)長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- 一 〇〇市(町村)が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料を軽減するための財源に充てる場合
- 二 〇〇市(町村)が行う介護保険に係る広報啓発、備品購入、保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他介護保険法の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市(町村)長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成十四年三月三十一日(又は平成十五年三月三十一日)に限り、その効力を失う。

※ 人口規模が小さい市町村、離島等市町村、療養型病床群が集中している市町村等に対して一定の基準に応じて配分する交付金の交付を受ける市町村については、平成14年度末まで基金を設置することができる。